

特許庁委託事業

ASEAN 各国における産業財産権情報への
アクセス性に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

っています⁵⁶。

- ③ 公開態様
特許と同様です。
- ④ 公開内容
特許と同様です。
- ⑤ 公開情報の精度
特許と同様です。

(4) 実用新案

フィリピンの実用新案は、フィリピン知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の情報公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

8. シンガポール

(1) 特許

① 概要

シンガポールの特許は、シンガポール特許法（“Patents Act (Chapter 221)”）によって規制され、シンガポール特許庁（“Intellectual Property Office of Singapore”）によって所管されています。

特許出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁵⁷、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁵⁸、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、方式審査が完了した場合には、シンガポール特許法に基づいて、出願日から 18 ヶ月が経過した後に当該特許の出願情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています⁵⁹。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、月に 1 回程度、出願情報を公開しています。

⁵⁶ フィリピン知的財産法第 117 条

⁵⁷ シンガポール特許法第 25 条

⁵⁸ シンガポール特許法第 26 条、第 27 条及び第 29 条

⁵⁹ シンガポール特許法第 27 条

③ 公開態様

シンガポール特許庁は、特許の出願情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

(http://www.epatents.gov.sg/default_redirect.asp) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、特許出願の公開情報には、(a) 出願番号、(b) 出願日、(c) 発明の名称、(d) 出願人の氏名及び住所、(e) 発明者の氏名及び国籍、(f) 特許分類等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(2) 商 標

① 概 要

シンガポールの商標は、シンガポール商標法 (“Trade Marks Act (Chapter 332)”) によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

商標登録出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁶⁰、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります⁶¹。

② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、商標の出願情報は公開しておりませんが、実体審査が完了し、商標を登録した場合には、シンガポール商標法に基づいて、当該商標の登録情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています⁶²。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、毎週登録情報を公開しています。

③ 公開態様

シンガポール特許庁は、商標の登録情報をウェブサイトによって公開してい

⁶⁰ シンガポール商標法第 5 条

⁶¹ シンガポール商標法第 12 条及び第 13 条

⁶² シンガポール商標法第 13 条

ます。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

(<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eJournalSearch/ejournalcontrollerservlet> 及び

<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eTMSearch/eSearchOption.jsp>) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、商標登録の公開情報には、(a) 出願番号、(b) 出願日、(c) 登録日、(d) 商標の種類、(e) 商標分類、(f) 商標の状況、(g) 出願人の氏名及び住所等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(3) 意匠

① 概要

シンガポールの意匠は、シンガポール意匠法 (“Registered Designs Act (Chapter 266)”) によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

意匠出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁶³、同機関による方式審査を経て、公告された上で、意匠として登録されることとなります⁶⁴。

② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、意匠の出願情報は公開しておりませんが、意匠を登録した場合には、シンガポール意匠法に基づいて、当該意匠の登録情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています⁶⁵。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、毎月 1 回、登録情報を公開しています。

③ 公開態様

シンガポール特許庁は、意匠の登録情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

(<http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/GettingStartedwiththeServices/e>

⁶³ シンガポール意匠法第 11 条

⁶⁴ シンガポール意匠法第 16 条及び第 18 条

⁶⁵ シンガポール意匠法第 18 条

Journals/DesignseJournal.aspx

及び <http://designsearch.ipos.gov.sg/eDSearch/Search.jsp>) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、意匠登録の公開情報には、(a)登録番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名及び住所、(d)意匠等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(4) 実用新案

シンガポールでは実用新案制度は存在しません。

9. タイ

(1) 特許

① 概要

タイの特許は、タイ特許法 (“Patents Act B.E. 2522 (1979)”) によって規制され、タイ知的財産局 (“Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce”) によって所管されています。

特許出願人はタイ知的財産局の特許課 (“Patent Office”) に必要書類を提出して出願し⁶⁶、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁶⁷、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

タイ知的財産局は、特許の出願情報は公開しておりませんが、実体審査により当該出願特許が登録のための要件を満たすと判断した場合には、タイ特許法に基づいて、当該特許の登録情報を公告しなければならないことになっています⁶⁸。

③ 公開態様

タイ知的財産局は、特許の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開

⁶⁶ タイ特許法第 17 条

⁶⁷ タイ特許法第 24 条及び第 28 条

⁶⁸ タイ特許法第 28 条

特許庁委託

ASEAN 各国における産業財産権情報への
アクセス性に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。